

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 千葉県 】	
令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題	
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) 千葉県教育委員会では、令和2年度、外部関係機関、知事部局、教育庁関係課等による外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会に開催するとともに、「外国人児童生徒等教育の方針」を策定した。令和3年度は、「外国人児童生徒等教育の方針」を基に、大学教授、市町村教育委員会、国際交流協会、NPO団体、小中高等学校関係者、知事部局関係課、教育庁関係課等による協議会を開催し、「外国人児童生徒等の受け入れに関する状況や各課の対応を確認し、助言、連絡調整、情報交換等を行う。その上で、庁内または部局における連携を推進し、市町村教育委員会及び県立学校への支援を拡充し、指導力向上、校内体制の整備、個に応じた支援、調・研究等も含めて、積極的に取り組んでいく。 そのための組織は以下のとおりである。	
千葉県教育委員会 外国人児童生徒等の受入れに 関する運営・連絡協議会 運営・連絡協議会事務局	地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営・連絡を行う協議会(年間1回実施) 【委員】大学教授・市町村教育委員会・国際交流協会・NPO団体・小中高等学校関係者・知事部局関係課・教育庁関係課
日本語指導担当者 連絡協議会	上記協議会の事務局【担当課】教育政策課、生涯学習課、◎学習指導課、児童生徒課、特別支援教育課、教職員課
日本語 初期指導者研修	年間3回実施 第1回小中学校：特別な教育課程等、第2回高校・特支：相談員の活用、第3回小中高：日本語指導研修
拠点校 準備協議会	学習指導課・重点支援校3校による調査・研究の報告、他の県立学校への周知、支援方法の検討(年間2回)
拠点校の試行	オンライン実施 小中の加配教員対象の日本語初期指導研修
	・相談員支援コーディネーターの配置(外国人児童生徒等の日本語能力の育成に向けた指導体制、指導方法、指導計画、指導教材の実践・研究・開発。) ・翻訳システムの効果的な活用の研究。 ・R4年以降の拠点校体制に向けた調査・研究。

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項（１）～（１３）について、それぞれ記入すること

（１）運営協議会・連絡協議会の実施

○外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会（有識者会議）

有識者、外部関係機関、知事部局、教育庁関係課からなる協議会を開催し、連携を図るとともに、教育庁の施策等をまとめた「外国人児童生徒等教育の方針」を作成し、毎年開催している。この協議会の準備として、教育庁各課による外国人児童生徒等に係る教育庁連絡協議会を開催し、事務局の役割を果たした。

○その他の協議会、研修

その他の協議会、研修等については、コロナウイルス感染症拡大のため、オンラインや書面での実施に代替して行った。

（２）拠点校の設置等による指導体制の構築

令和４年度より実施される拠点校について、本年度より試行を開始した。県立高等学校定時制の３校を拠点校に設置し、外国人児童生徒等に対する重点的な支援を行うとともに、令和４年度からの実施へ向けて準備を行った。

【各学校の取組】

・千葉県立生浜高等学校定時制の課程（３部制普通科）

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、日本語指導の学校設定科目「日本語基礎」を設定し、個別の見立てシートを作成し、指導した。また、授業前の生活相談等も実施した。

・千葉県立市川工業高等学校定時制の課程（工業科）

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、日本語指導の学校設定科目「日本語講座」を設定し、個別の見立てシートを作成し、指導した。また、授業前の生活相談等も実施した。

・千葉県立佐倉東高等学校定時制の課程（普通科）

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、授業前に週１回の日本語指導の時間を設けて、日本語指導及び生活指導等を実施した。

（３）「特別の教育課程」による日本語指導の実施

年度当初に県内の公立小中・義務教育学校に教育課程の編成と実施についての周知と依頼を行い、学校の体制整備を行った。「特別な教育課程」の情報交換を行うことを予定していた第１回日本語指導担当者連絡協議会が中止となったが、第３回日本語指導担当者連絡協議会をオンラインで実施し、「特別な教育課程」を編成していることを前提として、個別の指導についての情報共有を行った。

（４）成果の普及

○ホームページによる情報提供

県教育委員会のホームページに、令和３年３月に作成した「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」及びその概要を掲載し、県民への周知を図った。その他、調査・研究における成果と課題、日本語指導における各事業の案内、学習指導案や教材、実践等を掲載した。

○研修会等における周知

コロナウイルス感染症拡大により中止となった研修会、協議会も多かったが、開催した研修会や協議会においては、調査・研究における成果と課題の発表・協議等を行い、周知した。

（６）ＩＣＴを活用した教育・支援

○重点支援校における翻訳システムの導入

拠点校３校及び外国人特別入学者選抜実施校１１校にて翻訳システム（ポケットーク）を導入し、相談員が不在時、緊急対応が必要になった場合への対応や保護者対応のために活用した。また、放課後や始業前の補習時での活用も行った。

○オンライン研修・協議会の実施

今年度は、多くの研修や協議会をオンラインで実施した。ネット環境によるトラブル等もほとんどなく、充実した協議を行うことができた。

（１０）日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○外国人児童生徒等教育相談員派遣事業

日本語指導を必要とする外国人生徒が在籍する県立学校（高等学校・特別支援学校）に対して、生徒の母語を理解する者を、外国人児童生徒等教育相談員として派遣した。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によ

り、活用時期が遅れた学校もあったが、派遣人数としては過去最高の70人となった。派遣した学校においては、外国人児童生徒等の支援に十分な役割を果たした。

【令和3年度の実績】 予算：約1,651万円

派遣校：37校（高等学校29校：全日制19校 定時制10校 特別支援学校8校）

対象児童生徒：342名（高等学校322名：全日制166名 定時制156名 特別支援学校20名）

【業務】①放課後や始業前の補習等の実施 ②教員と外国人児童生徒等及び保護者とのコミュニケーションの円滑化 ③日本語指導 ④教育相談 ⑤日本の生活への適応指導 ⑥学校と本人、保護者との連絡・面談・調整（通訳・翻訳） ⑦国際理解教育関係の授業・行事等の補助 ⑧他校への派遣

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項（1）～（13）について、それぞれ記入すること

（1）運営協議会・連絡協議会の実施

有識者、外部関係機関、知事部局、教育庁関係課からなる外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会（有識者会議）を開催し、連携を図るとともに、昨年度末策定した「外国人児童生徒等教育の方針」に基づき、各部局、関係課における目標値などを作成することができた。また、高等学校長が初めて参加し、学校現場における実態や課題等を伺うことができたので、それにおける解決策などの取組が必要である。

（2）拠点校の設置等による指導体制の構築

拠点校を県立高等学校定時制3校に設置し今年度から試行を開始し、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援充実を図ることができた。今後、指導成果、研究成果等の他校への周知が課題となってくる。

（3）「特別の教育課程」による日本語指導の実施

特別の教育課程の実施が必要なことの周知を行ったことにより、その対象となる日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導者の役割が明確化され、学校全体としての支援体制が構築された。また、児童生徒の日本語能力の向上、学習に対する意欲や適応能力等が定着した。今後は、小中学校、特別支援学校のみならず、高等学校にも周知を行っていくことが必要である。

（4）成果の普及

ホームページによる情報提供により、昨年度作成した「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」を広範囲に紹介することができている。今後、外国人児童生徒等教育についての情報の拡充などが課題である。

（6）ICTを活用した教育・支援

翻訳システム（ポケットク）を活用することで、相談員が不在な時期の対応が行えることや事務室における保護者対応、面談等で活用できることがわかった。一方で、通信に時間がかかりタイムラグ等により使いにくいことや専門用語の翻訳ができない等の課題がある。

（10）日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

アンケートの結果から、外国人児童生徒等教育相談員の配置により、日本語の理解が向上したり、学校生活や人間関係における不安が解消されたりするなど、外国人児童生徒等の学校生活における学習及び生活の適応に大きな効果があった。また、日本語の理解が難しい保護者に対しての支援にも効果があった。今後、支援の質の向上に加え、多岐にわたる言語の支援が必要な状況において、相談員の確保が課題となってくる。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	0人 (0園)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	342人 (37校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)		0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他（今後の取組予定等）

- ・次年度以降も外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会（有識者会議）を開催し、外部機関と連携した取組を実施していく。
- ・「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」をもとに、教育庁関係課により教育計画を作成し、外国人児童生徒教育に取り組んでいく。
- ・拠点校3校において、外国人児童生徒教育の充実をはかるため、相談員支援コーディネーターを配置するとともに相談員の派遣人数を増やす。
- ・翻訳システムについては、外国人特別入学者選抜を実施するすべての学校に配置していくとともに、より有効な活用方法について検証する。
- ・令和4年度より、間接補助による市町村での支援を行い、受入体制の充実や、成果の普及等を図る。

※ 枠は適宜広げること。（複数ページになっても差し支えない） 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9（添付1）の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。